

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 前原 誠司

平成20年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成20年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海上における治安の確保について

具体的な目標の内容
・改正SOLAS条約の的確な実施等のテロ対策及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、 ①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な体制の整備を行うこと。 ②速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行うこと。 ③国内外の関係機関との間において、情報交換、合同訓練等を実施し、連携の強化を図ること。
評 価
【評定】 目標は達成されたものと認められる。
【所見】 ①平成20年度は、各管区国際刑事課等に組織犯罪情報分析官10名を増員し、情報分析体制を強化した。 ②平成20年度は、速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船11隻及び巡

視艇16隻並びに夜間監視機能を備えた航空機5機を整備した。

③平成20年度は、国際港湾において、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練（平成20年10月、福岡における警察・消防等の6機関によるテロ対策合同訓練等）を実施するとともに、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携の強化を推進した。

また、平成20年度は、東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ及び海賊に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ及び海賊の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティ及び海賊対策の向上を図った。

各管区国際刑事課、各保安部署等に配置された国際取締官及び国際組織犯罪対策基地を活用し、情報収集・分析体制及び機動的かつ広域的な捜査体制の強化を図るとともに、国内外関係取締機関とも連携して薬物・銃器等が流出するおそれの高い国や密航者が乗船する可能性の高い国等から来航する船舶に対して重点的な立入検査を実施するなど取締りを強化している。

また、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、入港する船舶に対する規制を厳格に実施し、保安措置（船舶に義務づけられた自己警備）が的確に講じられているかを調査する必要があると認められた船舶に対して立入検査を実施し、テロが発生するおそれの有無について確認を行った。

以上の施策により、改正SOLAS条約の的確な実施等のテロ対策及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化が図られた。これは、①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な体制の整備、②捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備並びに夜間監視機能を備えた航空機及び輸送能力に優れた航空機の整備、③国内外の関係機関との間における情報交換、合同訓練等の実施による連携の強化が効果的であったと考えられる。したがって、目標は達成されたものと認められる。

今後も、上記の施策を継続して実施し、密輸・密航事犯の摘発実績の向上を図っていくことが期待される。また、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく措置を的確に実施するとともに、国内外の関係機関等との間の情報交換、合同訓練等を通じた連携強化の推進を図ることにより、テロ対策に万全を期すことが期待される。

2. 海難の救助について

具体的な目標の内容

海難及び船舶からの海中転落について、緊急通報用番号「118番」の周知・定着、位置表示機能付携帯電話携行を推奨すること等により、発生から2時間以内に海上保

安庁が関知する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すこと。

評 価

【評定】

目標達成には一層の努力が必要である。

【所見】

平成20年の海難及び船舶からの海中転落について発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合は75%であった。

発生から2時間以内の関知率を80%以上に上昇させるための取組は以下のとおり。

- ①「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」及び「緊急通報用電話番号「118番」の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施
- ②漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動を実施
- ③関係団体における自主的啓発活動を推進（漁協、マリーナ、釣具店等）
- ④ボランティア団体との連携
- ⑤GMDSS（※）機器の適正使用の指導・啓発を実施

（※）陸上の救助機関を中心として、陸上と海上（船舶）が一体となって通信網を構成する世界共通の通信システム

以上の施策を講じたが、2時間以内に海上保安庁が海難等の情報を入手する割合（2時間以内関知率）は、前年と同じ75%にとどまり、平成22年までに80%以上という目標達成に向けて一層の努力が必要であると評価される。

この目標を達成すれば、救助までに要する時間が短縮される事案が増加し、救助率の向上につながるものと期待されることから、今後も引き続き、緊急通報用番号「118番」の周知・定着、位置表示機能付携帯電話携行の推奨等を図っていくことが期待される。

具体的な目標の内容

巡視艇の複数クルー制の拡充、機動救難体制の強化など沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進すること。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成20年度は、29部署の巡視艇に複数クルー制を導入するとともに、美保航空基地に4名の機動救難士を配置するなど沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化が図られた。

平成20年度における取組は以下のとおり。

- ① 29部署の巡視艇に複数クルー制を導入するとともに、美保航空基地に4名の機動救難士を配置
 - ② 沿岸海域における迅速かつ確な人命救助体制（機動救難体制）を強化
 - ③ メディカルコントロール体制（※）強化のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の現場における活動要領を作成
 - ④ 携帯電話からの118番通報受報体制の高度化、AIS情報等を活用した「海上保安業務システム」を整備
- （※）救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保障する体制

以上の施策により、沿岸海域における迅速かつ確な人命救助体制の充実・強化が促進された。これは、巡視艇の複数クルー制の導入により巡視艇の稼動時間を増やしたこと、吊り上げ救助、潜水作業、救急救命措置等の極めて高度の救助能力を有する機動救難士の増員による機動救難体制の強化等が効果的であったと考えられる。したがって、目標は達成されたものと認められる。

今後も、機動救難体制の強化とともに、必要部署に複数クルー制を拡充し、沿岸海域における迅速かつ確な人命救助体制の充実・強化を図っていくことが期待される。

3. 海上交通の安全確保について

具体的な目標内容

海難防止講習会の実施や海上交通センター等で行うAISを活用した航行支援システムの的確な運用等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとすること。

評価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成20年度における、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数は、ゼロであった。

平成20年度における取組は以下のとおり。

- ① 海難防止講習会等の安全教育を実施
- ② 海上交通センター等において、入航時刻の調整や衝突・乗揚海難防止のための注意喚起を行うなどの確な航行管制及び情報提供を実施
- ③ 平成20年7月から大阪及び神戸海上保安（監）部において、AISを活用した航行支援システムの運用を開始
- ④ 東京湾海上交通センターほか6箇所の海上交通センター及び千葉海上保安部ほか5箇所の海上保安部等において、AISを活用した次世代型航行支援システムにより船舶

の動静を前広かつリアルタイムに把握し、より効率的な航行管制を行うとともに、効果的な各種安全情報の提供を行い、システムの的確な運用を実施

⑤四日市及び若松海上保安部にA I Sを活用した航行支援システムを整備

⑥巡視船艇による航法指導等を実施

以上の施策により、平成20年度における、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数はゼロであった。これは、A I Sを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用等により船舶相互の衝突防止等を図ったことが効果的であったと考えられる。したがって、目標は達成されたものと認められる。

今後も、海難防止講習会の実施や海上交通センター等におけるA I Sを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用等を中心とした諸施策を引き続き実施することにより、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の未然防止を図っていくことが期待される。

4. 海象の観測等について

具体的な目標の内容

- ・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」（平成19年7月から「総合海洋政策本部幹事会」がその機能を継承）が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、地殻構造探査を大東島周辺海域で実施。
- ・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

- ・平成20年度は、我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、地殻構造探査を大東島周辺海域で実施した。
- ・平成20年度は、地震や火山噴火の発生する可能性の高いプレート境界域の海域1箇所における断層及び海域火山1箇所の調査を行い、情報の空白区域を減少させた。

内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」（平成19年7月から「総合海洋政策本部幹事会」がその機能を継承）が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、平成16年度から関係省庁連携の下、政府全体で大陸棚調査

を推進している。

以上の海上保安庁の測量船を用いた断層及び海域火山の調査並びに地殻構造探査が、気象条件等様々な条件の制約のもと実施される困難なものであるにもかかわらず、予定通り進捗したことにより、我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料が整備され、また、地震や火山噴火の発生する可能性の高いプレート境界域の海域1箇所における断層及び海域火山1箇所について情報の空白区域が減少した。したがって、目標は達成されたものと認められる。

今後も、地震や火山噴火の発生する可能性が特に高い断層及び海域火山についての情報空白域を減少させるため、引き続き調査を実施することが期待される。